

模擬授業について

秋田県教育庁義務教育課

【中学校 社会】

○ 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）における次の内容についての模擬授業を提示する。

- 1 対象学年
・第2学年

- 2 内容等

【歴史的分野】

B 近世までの日本とアジア

(3) 近世の日本

ア (イ) 江戸幕府の成立と対外関係

- ・「江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外関係などを基に、幕府と藩による支配が確立したことを理解すること」について指導する単元の1時間目の授業。

- 3 模擬授業演示部分

- ・授業開始からの10分以内（教材・教具の準備に要する時間を含む）

- 4 留意点

- ・模擬授業の演示で使用する教材・教具等がある場合は、受験者が準備すること。
- ・配付して示す資料がある場合は、A4判1枚（両面可）に収めること。ただし、教科書の原文が必要な場合はその限りではない。
- ・資料を配付する場合の部数は4部とする。配付する資料の右上に受験番号を書き込むこと。
- ・ICT機器の活用は可とするが、セッティングに時間がかかるものは避けること。なお、パソコンやタブレット端末、プロジェクタ等の貸し出しは行わない。また、施設のWi-Fi等の通信環境は使用不可とする。
- ・模擬授業を進める上で必要な資料がある場合は、当日、資料を配付することを認める。
- ・生徒役は面接官が担う。